

## 令和4年度宮城県地域医療計画分析業務仕様書

### 1 委託業務名

令和4年度宮城県地域医療計画分析業務

### 2 契約期間

契約締結の日から令和5年3月24日(金)まで

### 3 委託業務の目的

本業務は、病床機能報告やオープンデータを活用した分析を行い、成果品を作成することで、宮城県が医療法第30条の6第2項の規定により、医療計画作成指針等を踏まえて第8次宮城県地域医療計画(以下「医療計画」という。)を策定するための基礎資料とすることを目的とする。

### 4 委託業務の内容

#### (1) データの収集

イ 収集するデータの時点、内容及びその収集方法は、受注者において提案し、発注者と協議の上、決定すること。

ロ 受注者は、収集するデータの時点、内容及びその収集方法を検討するに当たって、医療計画策定に関連する法令、国の通知及び各種検討会の資料等を十分に確認すること。確認すべき国の通知及び各種検討会としては次のものが考えられるが、この他にも国の政策動向について情報の収集に努めること。

(イ) 医療提供体制の確保に関する基本方針(平成19年厚生労働省告示第70号)

(ロ) 医療計画について(平成29年3月31日医政発0331第57号地域医療計画課長通知)

(ハ) 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(令和2年4月13日医政地発0413第1号地域医療計画課長通知)(以下「令和2年4月医療計画課長通知」という。)

(ニ) 第8次医療計画等に関する検討会

(ホ) 地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ

(ヘ) 外来機能報告等に関するワーキンググループ

(ト) 在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ

(チ) 災害医療提供体制等に関するワーキンググループ

ハ 収集するデータの内容を検討するに当たっては、平成28年度宮城県患者調査及び平成28年度宮城県医療機能調査において収集したデータ項目も参考とすること

ニ データとしては、NDBオープンデータ、患者調査、医療施設調査等の国のオープンデータを用いるほか、発注者が保有するデータが必要であるときは、受注者は発注者に対して遅滞なく依頼を行うこと。

ホ 使用するデータの匿名化処理等が必要なときは、受注者が行うこと。

ヘ 公募型プロポーザルにおいて独自に企画提案した内容については、データの時点、内容、その収集方法及び分析方針などを発注者と協議の上、決定すること。

#### (2) 収集したデータの取りまとめ

受注者は、収集したデータについて、発注者が医療計画を策定する際に活用できるよう、取りまとめを行うこと。

#### (3) データの分析

イ 収集したデータによる分析方針は、受注者において提案し、発注者と協議の上、決定するこ

と。

ロ 分析の視点としては次に示す事項を参考にして検討すること。

(イ) 現状の把握

病期及び医療機能並びにアウトカム指標(住民の健康状態や患者の状態を測る指標)、プロセス指標(サービスを提供する主体の活動や他機関との連携体制を測る指標)及びストラクチャー指標(医療サービスを提供する物的資源、人的資源及び組織体制、外部環境並びに対象となる母集団を測る指標)等を意識し、地域の実情をできる限り構造化しながら整理すること。

(ロ) 課題の抽出

医療提供体制の経年的な比較及び医療圏間の比較、必要となる医療機能及びその充足状況の把握並びに医療機関間及び医療介護機関間の連携等の検討を通じて、疾病・事業及び医療圏ごとの医療体制の課題を抽出し、記載すること。

ハ 分析の対象項目としては次に示す事項を参考にして検討すること。

(イ) 地域医療構想そのものに関わる項目

3編6節「各圏域の状況」、5編1章1節「医療機能の分担・連携と集約化の促進」、6編「地域医療構想」

(ロ) 地域医療構想の推進のために必要な事項(具体的対応方針に関わる項目)

5編2章(5疾病・5事業及び在宅等)

(ハ) その他公募型プロポーザルにおいて独自に企画提案した事項

ニ 分析の単位は、原則として二次医療圏単位とすること。ただし、使用するデータの性質上、二次医療圏単位の分析が著しく困難であるとき又は市町村単位の分析が可能であるときは、分析単位について、発注者と協議の上、決定すること。

ホ 分析結果を成果品にまとめるに当たっては、第7次宮城県地域医療計画を参考に、現状と課題等を整理すること。

## 5 実施計画書及び実施報告書

(1) 契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施すること。

(2) 業務完了に際して、発注者に成果報告を実施した上で、速やかに実施報告書を作成すること。

## 6 成果物

(1) 受注者は、本業務に関する成果物として、次に掲げるものを契約期間内に発注者に提出すること。

イ 本業務に関する実績報告書、調査・分析データ及びこれらを踏まえた現状と課題に関する概要書 各4部

ロ 実績報告書及び前号のデータ等を保存した電子媒体(CD-R等) 2部

(2) 契約期間途中においても、受注者が承諾した場合は、発注者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

## 7 その他

(1) 業務の着手・進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整を行うこと。

(2) 本業務により得られた成果物は、全て発注者に帰属する。

- (3) 個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範ちゅうを超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- (4) 令和4年度宮城県地域医療計画分析業務に係る公募型プロポーザルにおける企画提案の内容を遵守すること。
- (5) 疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により決定すること。